

令和6年3月8日

一般財団法人 環境優良車普及機構 (LEVO)

令和5年度(補正予算)「商用車の電動化促進事業」に係る電動車の申請受付を開始します。

一般財団法人環境優良車普及機構では、2050年カーボンニュートラルの達成を目指して、環境省、国土交通省、経済産業省が連携のもと、令和5年度から運送事業者等の使用する自動車についての電動化(※1 BEV、PHEV、FCV)を推進するため、電動車を導入する際に購入資金の一部を支援する「商用車の電動化促進事業」を行っています。

令和5年度の補正予算では、これまでの電動車に加えて※2充電設備についても補助対象となりました。

※1 BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車、FCV：燃料電池自動車

※2充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地(事業所、営業拠点)等に設置する充電設備に限ります。

令和5年度(補正予算)「商用車の電動化促進事業」に係る電動車の申請受付を、本日(3月8日(金))から開始しましたのでお知らせいたします。

充電設備については、令和5年度(当初予算)で電動車を導入した事業者が、新たに導入を計画している場合に限り申請ができます。なお、申請については、営業所ごとに申請してください。

事業概要(公募開始、補助対象事業者、補助対象車両、申請要件など)

○公募開始：令和6年3月8日(金)～ 公募締切：令和7年1月31日(金)

○補助対象事業者は、以下の要件のいずれかに該当する者(事業規模の制限はありません。)

- (1) 貨物自動車運送事業者
- (2) 自家用商用車(トラック等)を業務に使用する者(車両総重量2.5トン超の車両に限る。)
- (3) 商用車(トラック等)の貸渡しを業とする者((1)、(2)、(4)に貸渡しする者に限る。)
- (4) 地方公共団体
- (5) その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者

なお、(4)を除く者のうち、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和2年度CO<sub>2</sub>排出量が20万t以上の者(以下「多排出者」という。)については、交付申請日または令和6年6月30日のいずれか遅い日までに以下(i)および(ii)のCO<sub>2</sub>排出削減のための取組の実施について表明する者に限ります。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施する者とみなしています。

(i) 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope 1(事業者自ら排出)・Scope 2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関するCO<sub>2</sub>排出削減目標を設定し、公表してください。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください。

(注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO<sub>2</sub>排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください。

○その他 詳細についてはLEVOホームページに掲載する予定。

○問い合わせ先

一般財団法人環境優良車普及機構

商用車の電動化促進事業執行グループ

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目14番地8 YPCビル8階

車両担当 岩崎、添田

TEL : 03-5944-0883

FAX : 03-5944-0878

Email : [evhojo@levo.or.jp](mailto:evhojo@levo.or.jp)

充電設備担当 坂本、山田

TEL : 03-5341-4728

FAX : 03-5341-4729

Email : [juhojo@levo.or.jp](mailto:juhojo@levo.or.jp)